

**第 38 回コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)へ
向けた日本政府の意見
(精米中のカドミウム基準値案(ステップ6)に対する
日本政府のコメント(議題 14 (b)))**

日本政府は、以下の理由から、精米中のカドミウム基準値案 0.4 mg/kg をステップ8に進めることを強く支持します。

一般的事項

1. 「コーデックス食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) により適用されるリスクアナリシスの原則」のpara8では、CCFAC は、リスク管理に関する総会に対する勧告を、食品中の自然毒や汚染物質に関する JECFA のリスク評価に基づいて行うことと規定しています。「食品中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTF)の 1.4.3 節でも、**耐受摂取量**や食品中の**最大基準値**に関する FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) の評価やこれに伴う勧告を CCFAC の決定の際の主な基礎とすることと明記されています。
2. GSCTF の附属書類Iでは「**基準値原案は合理的に達成可能な範囲でできるだけ低く設定する**。毒性学的な見地から受け入れ可能であれば、食品生産及び貿易・取引における不要な中断を避けるため、**最大基準値は最近の十分な技術を用いて生産された食品の通常の変動幅よりやや高いレベルに設定されること**」(ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の原則)と記述されています。
3. CCFAC は、GSCTF に示されているとおり、JECFA のリスク評価に基づき、かつ ALARA の原則に則って汚染物質の**最大基準値**に関する勧告を行うこととされています。

具体的事項

4. 第 27 回総会は、CCFAC に対して、第 64 回 JECFA の評価結果を十分に考慮することを依頼しました。JECFA は、異なる**最大基準値**によるカドミウムの**総摂取量**への影響は極めて小さいと結論し、また、カドミウム**総摂取量**が**暫定週間耐受摂取量 (PTWI) 7 μ g/体重 kg/週**の 40~60%しかないことから、コーデックスの**最大基準値案**を適用したことによる**1~6%の変化**は人の健康上のリスクの観点から影響はほとんどないとしました。第 37 回 CCFAC は、この評価の結果に基づき、**精米に関する基準値原案**が消費者の健康を十分に保護するものと認めた上で、総会で同案をステップ5で**予備採択**することを依頼することに同意しました。この決定とこれを踏まえた第 28 回総会の**精米に関する基準値案のステップ5での予備採択**は、いずれも上に述べた原則に十分に則ったものです。私たちは、この決定を尊重します。
5. 日本政府は、カドミウムにより汚染されている地域の**土壌の除去**や、**水稻によるカドミウムの吸収**を抑制する**営農技術の開発と普及**など、**米のカドミウム汚染の低減**を目的とした**リスク管理措置**を進めてきました。このような努力にもかかわらず、**地質学的な性質**(**火山地帯**であることや**酸性土壌**が分布することなどによる)により**元来土壌中のカドミウム濃度**が高いことから、未だに**0.2 mg/kg** という値の**容易な達成**は困難となっています。
6. 入手できる分析データは、JECFA の評価や ALARA の原則に照らして、**0.4 mg/kg** という**基準値**が**妥当なものである**ことを示しています。